

建設作業一覧表

特定建設作業の種類		主な機械、工法の種類	作業内容・規格	特定建設作業届出書		建設作業 実施報告書	
				騒音規制法	振動規制法	釧路市建設 作業指導要綱	
1	くい打機を使用する作業	ディーゼルハンマ、油圧パイプロハンマ、電動パイプロハンマ、エアハンマ、油圧ハンマ、その他くい打ハンマ	直接打ち込み工法	アースオーガーを併用しない作業	●	●	—
				アースオーガーを併用する作業	—	●	—
		セメントミルク注入法、ジェット掘削圧入法、アースドリル法、リバース工法、オールケーシング工法	場所打ち込み工法	最後に打撃を加える	—	●	—
			直接打ち込み工法のうち圧入式、埋め込み工法	全く打撃を加えない	—	—	●
	くい抜機を使用する作業	パイルエキストラクタ	打撃工法・直打工法	●	●	—	
		油圧式		●	—	—	
くい打くい抜機を使用する作業	パイプロハンマ等	振動工法	●	●	—		
	油圧、ワイヤー注入	圧入工法	—	—	●		
2	びょう打機を使用する作業	リベットハンマ(リベットガン、リベッティングハンマ、リベッター)		●	—	—	
		インパクトレンチ		—	—	—	
3	さく岩機、ブレイカーを使用する作業	手持ち式ブレイカー、ハンドハンマ(電動ピックを含む)、ドリフタ、ストーパ、レッグドリル	1日における移動距離が50mを超えない作業	●	—	—	
			1日における移動距離が50mを超える作業	—	—	●	
		ジャイアントブレイカー(油圧ブレイカー)	1日における移動距離が50mを超えない作業	●	●	—	
			1日における移動距離が50mを超える作業	—	—	●	
	コンクリートカッターまたはコンクリート破砕機(ニブラ、サイレントクラッシャーなど)を使用する作業			—	—	●	
4	空気圧縮機を使用する作業(コンプレッサー)	電動機以外の原動力(定格出力15kw以上)で、さく岩機の動力として使用しない作業	●	—	—		
		上記の条件に該当しないもの	—	—	—		
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量が0.45m ³ 以上	●	—	—		
		混練機の混練容量が0.45m ³ 未満	—	—	—		
	アスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練重量が200kg以上	●	—	—		
		混練機の混練重量が200kg未満	—	—	—		
6	バックホウを使用する作業	定格出力80kw以上(低騒音型建設機械を除く)	●	—	—		
		低騒音型建設機械(全出力)	—	—	●		
7	トラクターショベルを使用する作業	定格出力70kw以上(低騒音型建設機械を除く)	●	—	—		
		低騒音型建設機械(全出力)	—	—	●		
8	ブルドーザーを使用する作業	定格出力40kw以上(低騒音型建設機械を除く)	●	—	—		
		低騒音型建設機械(全出力)	—	—	●		
9	鋼球を使用して建築物及びその他の工作物を破壊する作業		—	●	—		
10	舗装版破砕機を使用する作業	ドロップハンマ式のみ規制対象	1日における移動距離が50mを超えない作業	—	●	—	
			1日における移動距離が50mを超える作業	—	—	—	
1日で終了する特定建設作業及び指定規制地域外で行う特定建設作業				—	—	●	